鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、本市の中山間地域において、地域の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフト両面から総合的な地域の活性化を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業）

第３条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金交付要綱」（令和３年３月３１日付第２０２１０００５６７４号鳥取県地域づくり推進部長通知）に基づき実施する別表の第１欄に掲げる補助対象事業とする。

（補助対象者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者は、別表の第２欄に掲げる者とする。

（補助対象経費）

第５条　本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第３欄に掲げる経費とする。

（補助金の算定）

第６条　本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第４欄に掲げる率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第５欄に掲げる額を上限とする。

（交付申請の時期等）

第７条　本補助金の交付申請は、原則として、事業を開始する日の２０日前までに行わなければならない。

２　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第８条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に７日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

２　市長は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第６条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第９条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）　本補助金の増額又は２割以上の減額を伴う変更
（２）　事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（実績報告の時期等）
第１０条　規則第１２条の規定による実績報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から２０日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の４月２０日までとする。
２　規則第１２条の報告書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によるものとする。
３ 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
４ 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第２号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）
第１１条　規則第１６条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が５年に満たない財産にあっては５年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間）とする。
２　規則第１６条第４号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
（１）取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具
（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

（収益納付）
第１２条　本補助金の交付を受けた者（以下「対象事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から５日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
２　前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）
第１３条　対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(事業実施状況報告)
第１４条　対象事業者は､鳥取県みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金実施要領(地域遊休施設活用支援事業)（令和３年４月１日制定）第７に基づき、事業計画に対する達成状況を市長に報告するものとする。

（雑則）
第１５条　この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１０日から施行し、改正後の鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金交付要綱の規定は平成２９年４月１日から適用するものとする。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年５月１４日から施行し、改正後の鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金交付要綱の規定は令和３年４月１日から適用するものとする。

別表（第３条、第４条、第５条、第６条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限補助額
鳥取市の中山間地域において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用して、ハード・ソフト両面から総合的に地域活性化に取組む事業	鳥取市に在住し、地域活性化のため地域ぐるみで事業に取組むＮＰＯ、集落、まちづくり協議会、その他住民団体等で、鳥取県みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金実施要領（地域遊休施設活用支援事業）（令和３年４月１日制定）の第６により知事の事業採択を受けたものとする。 ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。	第１欄に掲げる事業の実施に要する以下の経費（※１） 【ソフト事業】 (1) 地域活性化のための行事等に係る経費 (2) その他事業に必要な経費 【ハード事業】 (1) 遊休施設の改修等に係る経費 (2) 事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリースに係る経費 (3) ハード整備と一体的に整備される 500 千円未満の備品購入等に係る経費 (4) その他事業に必要な経費 ただし、事業の実施にあたっては、ソフト、ハードの両方の活用を要件とする。	６分の５	１事業あたり 16,666 千円

※１　鳥取県民泊適正運営要綱第３条第７号に規定する「一般民泊」に係る取組は対象としない。